

R7.4.1現在

●【R6.1/31改正(R5.12/13法改正後)】 建築基準法 第43条2項(但し書き)【認定(1号)】・【許可(2号)】申請フロー

【認定基準①】

建築物の敷地が、以下の(1)又は(2)に該当する幅員4m以上の道
(建築基準法上の道路を除く)に2m以上接すること

(1)公共の用に供する道(省令第10条の3第1項第1号)

次のア又はイに該当するもの(県・市基準)

- ア 地方公共団体が管理する農道等の道(管理者の承諾を得たもの)等
- イ 敷地と「建築基準法上の道路※」との間に、水路等がある場合
※法42条1項各号に該当する道路(2項道路は含まない)

(2)道に関する基準に適合する道(省令第10条の3第1項第2号)

平成30年9月25日(省令第10条の3第1項の施行日)以前から存在する
「位置指定道路」の基準に適合する道
(道の敷地の所有者、権利者、管理者の承諾を得たもの)



YES

NO

【認定基準②】

利用者が少数である建築物で、以下の基準に該当するもの

<規模> 延床面積 500㎡以内
(敷地内に2以上の建築物がある場合は、その合計)

<用途> ●「認定基準①(1)」に該当する場合
「劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
その他これらに類するもの※」以外
※ 法別表第1 (い)欄 (-)項に掲げる用途

●「認定基準①(2)」に該当する場合
一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅※
※ 法別表第2 (い)欄 第2号に掲げるもの

★ ただし以下の建築物は、「認定対象外」
法43条3項に基づく条例(県条例12条、13条、48条、49条の2)
により、敷地等と道路との関係に関して制限が付加されている建築物



YES

NO



【認定(1号)】

- 認定申請手数料:27,000円
- 区分(法6条1項)
 - ・3号建築物 ⇒ 市認定
 - ・2号建築物(一部※)⇒ 市認定
 - ・上記以外の場合 ⇒ 県認定

【許可(2号)】

- 許可基準(省令10条の3第4項)等に該当する場合
- 許可申請手数料:33,000円
- 区分(法6条1項)
 - ・全て(1~3号)県許可

※木造で階数3以上、延べ床面積300㎡超、
又は高さ16m超の建築物を除く。
又、木造以外の建築物を除く。